

## ◇ よくあるご質問 ◇

当会にこれまでに寄せられた『低圧三相インダクションモータの海外高効率化動向』についてのご質問のうち、比較的問い合わせの多いものを抜粋し、回答例とともに掲載いたしました。

### 【米 国】

#### ◆規制概要

モータのエネルギー効率について定めたエネルギー政策法(EPAAct: Energy Policy Act)が、1997年10月に発効されています。これにより、米国内にて製造、販売されるモータは、同法で規定された効率基準を満足する必要性が生じています。

さらに、連邦規制基準(CFR: Code of Federal Regulations)により、対象モータに試験手順及びラベル表示の要求が定められています。また、本年12月19日より要求事項に変更が予定されています。

#### ◆問合せ窓口

U.S. Department of Energy (DOE)

Appliances & Commercial Equipment Standards Building Technologies Program Office of Energy Efficiency & Renewable Energy

[http://www1.eere.energy.gov/buildings/appliance\\_standards/commercial/electric\\_motors.html](http://www1.eere.energy.gov/buildings/appliance_standards/commercial/electric_motors.html)

### FAQ

<b>Q1</b>	税関をいつまでに通過すれば現行の EPAAct 規制範囲内のモータが納入できるのでしょうか？
<b>A1</b>	この度の規制は2010年12月19日以降に米国内で製造されるモータ及び同日以降に輸入されるモータ単品と機械に組み込まれたモータが規制対象となります。在庫品の販売・流通は特に問題ありませんので、12月18日までに税関をパスすれば、(現行規制のレベル EPAAct をクリアしていれば) OK と思われます。なお、より詳細な法的解釈につきましては、(輸出業者等を通じ) 図面や仕様書を規制当局に問い合わせし判断を仰ぐようにしてください。
<b>Q2</b>	現在納入済み機器の取替え品も、2010年12月19日以降、規制に対応したものに交換しなければいけないのでしょうか？
<b>A2</b>	米国の規制は機械に対してではなく、モータの効率規制ですので、モータ単体で納入するのであれば、交換用部品であっても規制対象となります。つまり、2010年12月19日以降に米国内で製造されるモータ及び同日以降に輸入されるモータ単品と機械に組み込まれたモータが対象となります。

<b>Q3</b>	資料の中に“インバータ用(専用)モータ”とありますが、インバータと組み合わせたモータは規制対象になるのでしょうか？
<b>A3</b>	<p>当会 Web サイト上の説明資料では「インバータで駆動するインバータ駆動専用モータは対象外。ただし、インバータが単に付いているだけでは除外されない。」と記述がありますが、詳細は次のウェブサイトをご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ インバータが単についているだけでは除外されない。(商用電源で使用可能で速度が単一速度ならば対象となる)</li> <li>➢ インバータ駆動専用モータは、インバータ専用アンプでないと回せないものは、速度が「可変」で対象外。</li> </ul> <p>◆米国の規制詳細サイト</p> <p><a href="http://ecfr.gpoaccess.gov/cgi/t/text/text-idx?c=ecfr;rgn=div5;view=text;node=10%3A3.0.1.4.17;idno=10;sid=849a5690d831728819bfe300295abe98;cc=ecfr">http://ecfr.gpoaccess.gov/cgi/t/text/text-idx?c=ecfr;rgn=div5;view=text;node=10%3A3.0.1.4.17;idno=10;sid=849a5690d831728819bfe300295abe98;cc=ecfr</a></p> <p>(PART 431 :ENERGY EFFICIENCY PROGRAM FOR CERTAIN COMMERCIAL AND INDUSTRIAL EQUIPMENT)</p>

<b>Q4</b>	具体的にどのような使用モータであれば規制除外対象となるのでしょうか？
<b>A4</b>	当会で判断致しかねます。恐れ入りますが、(輸出業者等を通じ)図面や仕様書を規制当局に問い合せし判断を仰ぐようにしてください。

<b>Q5</b>	2010年12月19日以降、効率基準がIE2からIE3へレベルアップしていますが移行期間はないのですか？
<b>A5</b>	2007年のエネルギー自給・安全保障法にて法制化され、現在が3年間の移行期間で12月19日から施行ということになります。

<b>Q6</b>	認証番号をとる必要はあるのでしょうか？
<b>A6</b>	はい。認証番号をとる必要があります。

<b>Q7</b>	モータの規格についてですが、NEMA Premium(IE3相当)の規制対象外に“防爆タイプ”は含まれるのでしょうか？
<b>A7</b>	<p>防爆の規制(安全)と効率の規制(省エネ)は別の法律によるため、“防爆タイプ”は含まれるものと思われます。モータのエネルギー効率について定めたエネルギー政策法(EPAct: Energy Policy Act)が、1997年10月に発効されています。これにより、米国内にて製造、販売されるモータは、同法で規定された効率基準を満足する必要が生じています。さらに、連邦規制基準(CFR: Code of Federal Regulations)により、対象モータに試験手順及びラベル表示の要求が定められています。また、本年12月19日より要求事項に変更が予定されています。</p>

## 【カナダ】

### ◆問合せ窓口

Natural Resources Canada (NRCan)

<http://oee.nrcan.gc.ca/industrial/equipment/motors/links.cfm?attr=24>

## 【韓国】

### ◆規制概要

高効率三相誘導電動機は、エネルギー消費効率管理製品 23 品目の一つで、エネルギー効率表示規定に基づいて運用する必要があり、エネルギー効率表示規定第 13 条(測定結果の申告等)

(1)エネルギー消費効率管理製品の製造業者又は輸入業者は第 9 条及び第 10 条に基づく試験成績書を発給後 60 日以内に韓国エネルギー管理公団(KEMCO)理事長に申告しなければなりません。ただし、申告の義務は、韓国内の製造業者又は輸入業者が対象であり、外国製造業者には申告義務の必要がなく、又最終使用者(End user)が必要に応じて直接購入する三相誘導電動機も申告対象から除外されるものと解釈して運用しているとのことです。

### ◆問合せ窓口

韓国エネルギー管理公団(KEMCO)

[http://www.kemco.or.kr/new\\_eng/main/main.asp](http://www.kemco.or.kr/new_eng/main/main.asp)

## FAQ

<b>Q1</b>	低圧三相モータ単体を輸出する際、高効率化規制の対象になるのでしょうか？
<b>A1</b>	韓国向けの場合、米国の EPAct(エネルギー政策法)と同様の扱いで高効率化規制の対象と考えられます。なお、具体的な規制範囲につきましては、当会で判断致しかねますので、(輸出業者等を通じ)韓国の申請窓口(KEMCO)へ問い合わせして判断を仰ぐようにしてください。
<b>Q2</b>	油圧ポンプモータにも適用されるでしょうか？
<b>A2</b>	具体的な規制範囲につきましては、当会で判断致しかねますので、(輸出業者等を通じ)韓国の申請窓口(KEMCO)へ問い合わせして判断を仰ぐようにしてください。
<b>Q3</b>	(附表2参照)のカテゴリ I ~ V について教えてください。
<b>A3</b>	韓国の規制の詳細 Web サイトをご確認ください。 ① <a href="http://www.kemco.or.kr/new_eng/pg02/pg02100200_2.asp">http://www.kemco.or.kr/new_eng/pg02/pg02100200_2.asp</a> ② 韓国の規制(Regulation on Energy Efficiency Labeling and Standards) (Ministry of Knowledge Economy Notification No. 2010-124, 2010.6.16)

[http://www.kemco.or.kr/nd\\_file/kemco\\_eng/MKE\\_Notice\\_2010-124.pdf](http://www.kemco.or.kr/nd_file/kemco_eng/MKE_Notice_2010-124.pdf)

※該当頁:P.109-110 をご参照ください。

## 【 豪 州 】

<b>Q1</b>	認可を受けている日本の製造メーカーを教えてください。
<b>A1</b>	次の豪州政府のウェブサイトより検索してください。 <a href="http://www.energyrating.gov.au/appsearch/motors.asp">http://www.energyrating.gov.au/appsearch/motors.asp</a> ※Motor Catalogue – make your selection then click search をご参照ください。

## 【その他】

<b>Q1</b>	IEC60034-30(2008)に関して JIS 規格制定はされているのでしょうか？
<b>A1</b>	以下の JIS が、2011 年1～2 月正式発行予定となっています。 ➤ JIS C 4034-30: 「回転電気機械－第 30 部: 単一速度三相かご形誘導電動機の効率クラス (IE コード)」 ➤ JIS C 4034-2-1: 「回転電気機械－第 2-1 部: 単一速度三相かご形誘導電動機の損失及び効率の算定方法」

以上